

国際化、グローバル化する社会を  
生きる子どもの育成について  
～違いを豊かさに～

(提 言)

平成25年(2013年)1月

第8期 葛飾区社会教育委員の会議

## 国際化、グローバル化する社会を生きる子どもの育成について

### (提 言)

本会議において、標記のテーマについて協議を重ねてきましたが、このたびこれを取りまとめましたので提言します。

平成 25 年（2013 年）1 月 31 日

葛飾区教育委員会 殿

#### 第 8 期 葛飾区社会教育委員の会議

議 長	山田 泉	副議長	大島 英樹
副議長	福島 育子	委 員	伊藤みどり
委 員	増田 英徳	委 員	山田 裕子
委 員	中村 豊	委 員	立澤比呂志

## 目 次

はじめに ～違いを豊かさに～	1
1 国際化、多文化化の現状と課題解決のための基本的な考え方	2
(1) 国際化、多文化化の現状	
①グローバル化にともなう人びとの移動について	
②多文化共生社会について	
③葛飾区における現行施策	
(2) 課題解決への基本的な考え方	2
①就学以前の子を持つ保護者支援の現状と課題	
②初期指導體制の現状と課題	
③各小中学校の現状と課題	
④ホスト社会の子どもたちへの多文化教育の現状と課題	
⑤保護者の相互学習の現状と課題	
2 提言	
(1) 就学以前の子を持つ保護者に向けた子育て情報の提供	5
(2) 「かつしか子ども多文化センター」(仮称)の設置	5
①コーディネーターおよび専門家の配置	
②集中的な初期指導とプレスクール機能	
③通級による教科等の指導	
④学校への講師派遣	
⑤学校等へのノウハウの発信・提供	
⑥関係機関等とのネットワークづくり	
(3) 小中学校での試行的な取組	6
(4) 外国につながる子どもとホスト社会の子ども双方への多文化教育の実施	7
①外国につながる子どもの学校における居場所づくり	
②ホスト社会の子どもの多文化能力の育成	
③ホスト社会の子どものコミュニケーション能力の育成	

④外国につながる子どもとホスト社会の子どもとの相互学習	
⑤教員への理解促進と多文化コーディネーターとしての力量形成	
⑥地域ボランティアの協力	
<b>(5) 保護者の相互学習と相互理解の推進</b>	<b>9</b>
①外国につながる子どもの保護者に対する日本の子育て・教育についての理解促進	
②ホスト社会の保護者に対する外国人の子育て・教育についての理解促進	
③保護者同士の相互交流と理解促進	
<b>(6) 葛飾の多文化共生社会実現に向けた多様な取組の支援</b>	<b>10</b>
①双方のコミュニティーの交流	
②学校以外の子どもの交流の場	
③母語・母文化の学習	
④学習支援	
⑤国際交流事業	
おわりに	12
用語解説	13
資料編	15
○ 第8期社会教育委員の会議の協議テーマについて	
○ 第8期社会教育委員名簿	
○ 第8期社会教育委員の会議協議経過	
○ ヒアリングした団体・見学先等の概要	
○ 参考データ	



社会教育委員の会議の様子

## はじめに ～違いを豊かさに～

私たち葛飾区社会教育委員の会議では、葛飾に暮らすすべての子どもの教育を受ける権利を保障するという観点から、「国際化、グローバル化する社会を生きる子どもの育成について」というテーマで、2年間にわたり区内外で成果を上げている取組事例の検討や現場訪問をおこない、葛飾区の実情に合った態勢を構築するべく協議を重ねてきました。

その結果、現在、葛飾区には1万4千人近くの外国人住民が暮らし、外国につながる子ども（注1）の数も多くなっていること、彼らは国際化、グローバル化する社会を体現し将来の日本社会の一員としての活躍が期待されると同時に課題も抱えており、速やかな対応が必要であることがわかってきました。また、外国につながる子どもの教育の問題は、同時にホスト社会の子どもの教育の問題でもあり、さらに学校教育のみならず、保護者および地域の方々の参加と協力なしには解決できないことがはっきりしてきました。

こうした現状から、これからの社会にあっては、多様性を自らの学びにつなげ、社会に出てからも多様な状況とかかわりながら学び成長していける意識や能力の開発が求められます。自治体の財政が逼迫する中でも相応の経費を負担して、時代の変化に伴う教育課題に対応した態勢を整備することは、現在の大人が未来社会のあり方に責任を持ち、未来の大人である子どもを育成するために果たすべき教育的責務だと考えます。

そこで、“違いを豊かさに”つなげるべく、“違い”すなわちその多様性を学びのための教育資源とし、外国につながる子どもとホスト側の子どもの双方の教育に資するために提言をするものです。

この提言は、二段階の構成をとっています。

はじめに、国際化、多文化化（注2）の現状についての概観と、事例検討をふまえた課題解決のための基本的な考え方を述べます。

つぎに、対象ごとに求められる取組について、具体的な提言をおこないます。

提言には、喫緊の課題として最重点で取り組むべきものと、その後の取組に応じて変更したり補足したりすべきものがあります。

関係部局には、ぜひ本提言の趣旨を尊重いただき、具体的な施策につなげることを強く期待します。

## 1 国際化、多文化化の現状と課題解決のための基本的な考え方

### (1) 国際化、多文化化の現状

ここでは、①グローバル化にともなう人びとの移動、②多文化共生社会、③葛飾区における現行施策の3点について概観します。

#### ①グローバル化にともなう人びとの移動について

外国につながる人びとを指す際に、従来の「オールドカマー」や「ニューカマー」(注3)にかわって、「移民」という表現が使われるようになってきています。異なった文化を身につけた人びとが増えることにより、移民受け入れの先進諸国でも、トラブルの事例を聞くことがあります。

#### ②多文化共生社会について

移民の増加に危惧や警戒感を持つ人は、少なくないと思われれます。しかし、すでに多くの移民とともに生きる社会となっています。いかにしたら文化の違いをトラブルではなく豊かさにつなげ、多文化が共生する社会にしていけるかが問われています。

#### ③葛飾区における現行施策

学校教育では、通訳派遣(注4)、日本語学級(注5)での通級指導、日本語指導対応加配教員の配置をおこなっています。

また、国際交流事業としてこれまでに、日本人生徒の海外派遣や外国人生徒の受け入れ、あるいは共同でとりくむ行事の開催などがおこなわれてきました。成人を対象とした取組には、大勢のボランティアが参画しています。

### (2) 課題解決への基本的な考え方

ここでは、会議における取組事例の検討や現場訪問によって得られた知見を5点に整理し、提言への根拠として示します。

#### ①就学以前の子を持つ保護者支援の現状と課題

日本生まれや入学前日外国につながる子どもの「学習言語」(注6)の習得がうまくいかないなどの問題が指摘されています。その原因として、乳幼児期の概念形成訓練が、母語でも日本語でも不十分であることが考えられます。訓練は、具体的には絵本の読み聞かせや物語の語り聞かせなどによって可能ですが、その必要性が保護者に認識されていない現状があります。

## ②初期指導体制の現状と課題

「すみだ国際学習センター」（墨田区）や「多文化共生センター東京」（荒川区）での聞きとりから、日本語や日本の文化・習慣について集中的に「初期指導」をおこなうことの重要性を多くの委員が認めています。葛飾区には、現在このようなセンターはありませんが、初期指導の機能を集約化し専門家を配置することは、各学校の労力負担の軽減にもつながります。

## ③各小中学校の現状と課題

葛飾区内の小中学校では、外国につながる子どもたちへの学習指導のために、通訳派遣（1人64時間まで）、通級の日本語学級（3会場）の開設、外国人子女等日本語指導対応加配教員の配置（小学校1、中学校1）などがおこなわれています。

また、公立中学校の夜間学級（注7）は、都内では8校に設置されており、葛飾区では双葉中学校に設置されています。いずれも義務教育未修了あるいは在日韓国・朝鮮人の高齢者にかわって、外国につながる生徒の増加がみられます。これは学校教育だけで解決できるものではなく、成人に対する基礎教育の課題として位置づけるべきものと考えられます。

## ④ホスト社会の子どもたちへの多文化教育の現状と課題

日本の子どもたちが外国につながる子どもと接する機会は、従来は国際交流の活動場面でした。これについては、葛飾区においても東金町中学校を母体とした「東金町・東水元地区国際交流推進委員会」の活動事例をはじめとして実績があります。多言語習得を目指したヒッポファミリークラブの活動も、この一環に位置づくものといえます。

今日では、学校においても外国につながる子どもとホスト社会の子どもたちが、毎日の生活をともにするような状況になってきています。しかし、互いに異なる文化を理解し、受け入れていくことは、自然な時間の経過だけでは実現できるものではありません。そうなるためには、教員の指導が必要であり、それを支える地域住民・ボランティア等の存在も欠かせません。



日本語の初期指導（すみだ国際学習センター）

### ⑤保護者の相互学習の現状と課題

学校は、子どもたちの出会いの場であると同時に、保護者たちにとっても重要な交流の場となっています。中青戸小学校の「レインボーリボン」は、外国につながる子どもの保護者にPTA活動への参加を促すという目的から、ホスト側保護者との相互学習の場へと発展した事例です。

また、「なかよし」（外国人児童・生徒の学習支援）のように、ホスト社会の保護者等から発した活動や、「日本語の会いろは」など、外国につながる子どもの保護者自身の学習機会である地域の日本語教室の活動も、双方の保護者等による自発的な相互学習の場となっています。

さらに日常的に相互理解が進むように多様な場や機会を設けていくことが求められています。



外国につながる児童・生徒のための日本語学級（高砂中学校）



## 2 提言

国際化、グローバル化する社会を生きる子どもの育成について、対象ごとに求められる取組について6つの提言をします。

### (1) 就学以前の子を持つ保護者に向けた子育て情報の提供

乳幼児期の概念形成訓練を欠落させないように、外国につながる子どもの保護者に必要な情報を届ける必要があります。そのための唯一確実な方法は、外国人の住民登録時にしっかりと情報提供することであると考えます。

その後については、保健所の母子保健や子育て支援行政の取組等を通じた支援が有効であると考えます。

### (2) 「かつしか子ども多文化センター」(仮称)の設置

日本語(生活言語、学習言語)や日本の文化・習慣についての集中的な初期指導を、ノウハウを持つ機関が担うことで、学校はそれらに費やす労力が軽減できます。そのぶん、外国につながる子どもとホスト社会の子どもとの相互学習や交流の指導に重点を置くことができるようになります。

そこで、集中的な初期指導などをおこなうために「かつしか子ども多文化センター」(仮称：以下「仮称」は省略)の設置が有効であると考えます。

「かつしか子ども多文化センター」には、つぎに示す6つの機能が求められます。

#### ①コーディネーターおよび専門家の配置

外国につながる子どもの受け入れにあたっては、専門的知識や方法等のノウハウが求められます。そこで、「かつしか子ども多文化センター」には、以下のような取組をおこなうためにコーディネーターと複数の専門家を配置する必要があります。

#### ②集中的な初期指導とプレスクール機能

現状では初期指導(入学や転入学直後の日本語、日本の文化・習慣等の指導)で学校に過度の負担がかかり、かつ当該子どもに適切な指導ができているとは限りません。そのため、専門家とノウハウを備えた機関で、集中的に初期指導をおこなった後、学校に受け入れることが望ましいと考えます。これには、日本生まれや学齢前来日の外国につながる子どもに対するいわゆる「プレスクール」機能も含めることが望ましいでしょう。さらに文部科学省の見解に従えば、学齢超過義務教育未修了者や出身国の学制により日本の義

務教育年限を満たさない者も対象にすべきだと考えます。

#### ③通級による教科等の指導

「かつしか子ども多文化センター」における初期指導が終わった後、在籍校に戻った子どもが、午後や放課後の時間等に「かつしか子ども多文化センター」に通級し、専門家から教科内容を中心に日本語で指導を受けるシステムを整備する必要があります。

#### ④学校への講師派遣

現在の日本語通訳派遣制度を一部改変するとともに柔軟に運用し、必要な場合には通級とは逆に、「かつしか子ども多文化センター」から、それぞれの子どもの在籍校に専門家を派遣するシステムとして整備し直すことが望ましいと考えます。

#### ⑤学校等へのノウハウの発信・提供

「かつしか子ども多文化センター」には、外国につながる子どもの在籍校やその教員からの求めに応じ、蓄積したノウハウを適切な方法で発信・提供できる機能が必要です。

そのためには、他地域の事例を参考にしつつ、葛飾区にふさわしいシステムや方法を構築する態勢を整備し、それを開発・蓄積すべきだと考えます。

また、絶えず状況の変化に対応し、改善・充実させることが求められます。ホスト社会の子どもや学校、保護者等への多文化教育（ホスト側として必要な知識、能力を育成する教育）についても同様です。

#### ⑥関係機関等とのネットワークづくり

「かつしか子ども多文化センター」の重要な機能の一つとして、他の関係専門機関や専門家個人と普段からやりとりがあり、必要な時にそれらと連携して活動できるようにネットワークを構築・発展させておくということがあります。その対象は例えば、国際交流事業や外国人の生活相談等を所管する葛飾区文化国際課、母子保健サービスをおこなう保健所、子ども総合センター、ふれあいスクール「あかし」、多言語ができる校医、地域の大学の関係部局や教職員、地域のNPO・ボランティア団体、個人等です。

### (3) 小中学校での試行的な取組

「かつしか子ども多文化センター」に通級する子どもが在籍校に戻った時に、センターでの学習を理解して学校での学習と結びつけたり、学校に当該子ども

の居場所ができるように配慮したりするなど、学校の教員にはセンターとの連携が重要になります。

そこで、外国につながる子どもが在籍する小中学校で、試行的な取組をおこないながら、そのノウハウを蓄積することが必要です。また、蓄積された経験をモデルとして、必要な学校で同様の取組ができるよう、資源（リソース）化を段階的に推進することが求められます。

#### （４）外国につながる子どもとホスト社会の子ども双方への多文化教育の実施

それぞれの子どもに対する取組に加えて、子どもたちの相互学習も大切です。また、それを指導する教員の力量形成やボランティアの協力も必須です。

内容を6つにわけて詳述します。

##### ①外国につながる子どもの学校における居場所づくり

外国につながる子どもは来日当初こそ注目されても、しばらくすると孤立するケースが多くなるとの指摘があります。子どもの知的発達の多くは、居場所として所属するコミュニティの中で起こります。子どもにとって、学校は重要な居場所の一つです。外国につながる子どもにとって学校を居場所にするには、ホスト社会の子どもがすでに作っているコミュニティへの所属が欠かせません。その所属を促すために、クラブ活動・部活動や学校行事など多様な機会をとらえて、ホスト社会の子どもと外国につながる子どもと一緒に活動することも有意義でしょう。

##### ②ホスト社会の子どもの多文化能力の育成

ホスト社会の子どもたちには、異なった文化を受け入れそれを楽しむ能力や自らの文化を発信する意識と能力を育成することが大切です。異なる文化に出会ったとき、互いに自らも相手も尊重し、誠実で率直なコミュニケーションをおこなう能力を開発するために多文化教育は有効です。それらの能力は、今後ますます国際化、多文化化が強まると予想される社会で活躍するためには不可欠です。

「かつしか子ども多文化センター」は、学校で多文化教育をおこなうことができる教員の能力開発に協力することが求められます。例えば、外国の学校、在日外国人学校、子どもの保護者を含む外国人ボランティアや留学生等との交流を通じた教育プログラムのアドバイスや支援をすることも、その一つとなります。

### ③ホスト社会の子どものコミュニケーション能力の育成

外国につながる子どもの多くは、誰とでもコミュニケーションを取りたいという気持ちが強く、日本語の表現には不自由があっても、何とか意思を伝えようとする傾向があります。これに触発されてホスト社会の子どもが、相互にコミュニケーションを取ろうとすることが観察されます。

重ねて、学校教育において、外国語や外国文化が身近にあり、日常的に触れ合う機会があることは子どもたちの多文化化、国際化への関心を涵養するためにも重要です。外国につながる子ども同士が母語を使ってコミュニケーションを取ることに、ホスト社会の子どもが偏見を持たないようにするためにも外国語・外国文化の受容能力を高める指導はぜひともおこなってほしいものです。

これら身近な文化接触を通して、日常的にホスト社会の子どもが異なる文化を持つ人と関わる体験の楽しさを理解し、多くの人とコミュニケーションを取ろうとする意欲が出ることを期待されます。それが、子どもの社会性の育成につながり、国際社会への関心を育むことにつながるような教育的取組が望まれます。

### ④外国につながる子どもとホスト社会の子どもとの相互学習

日本社会や学校において外国につながる子どもがいつも支援される側であっては、ホスト社会の子どもの学びにはつながりません。日常の学校生活の中で、相互に相手から学び、相手とともに学ぶ機会をつくり、それが楽しいと思えるようにすることが大切です。そこまでいけば、子どもたちが自ら相互に学び合う関係ができると思われれます。

### ⑤教員への理解促進と多文化コーディネーターとしての力量形成

上述のような取組を学校でおこなうためには、それぞれの教員にその意義が理解され、そのうちの何人かには指導者としての能力を育成する必要があります。「かつしか子ども多文化センター」のコーディネーターは、各学校で指導者となる教員の研修・養成にも関与することが求められます。逆に、経験を積んで力量を身につけた教員が、「かつしか子ども多文化センター」のコーディネーター的な役割を担うことも考えられます。

### ⑥地域ボランティアの協力

各学校や「かつしか子ども多文化センター」では、学校の多文化化、国際化を進める上で、先輩外国人等を含む地域ボランティアの協力を得ることが必要です。外国につながる子どもとホスト社会の子ども双方の学びにつなが

るさまざまな活動で能力を発揮してもらうことができます。逆に、子どもたちを地域社会に受け入れていただき学ばせてもらうことも大切で、それによって子どもたちが多文化共生も含め地域の在り方に対する関心を育むことができると思います。

#### (5) 保護者の相互学習と相互理解の推進

子どもの場合と同様に、保護者もまたそれぞれに対する取組とともに、相互学習が求められます。さらには、相互理解へと進むことが期待されます。

内容を3つにわけて詳述します。

##### ①外国につながる子どもの保護者に対する日本の子育て・教育についての理解促進

外国につながる子どもの保護者とホスト社会の双方に、相手の社会の子育てや教育についての考え方、また制度に対する違和感があつて、相互に誤解や偏見を抱くことがあります。これに対処するためには、相互に関わり合い、話し合える場を設けることが不可欠です。また、日本の学校制度や進学システムなどは日本人の保護者にとってもわかりにくい面があります。それらを外国につながる子どもの保護者にもわかるように伝える必要があります。それには、多言語による子育て（進路）説明会の開催や相談事業など公的な取組も十分におこないながらも、外国につながる子どもの保護者とホスト社会の保護者間での草の根の情報交換は欠かせません。学校には、保護者間で情報交換がおこなわれるようにするための支援が求められます。



外国人保護者との懇談（外国人児童・生徒のための学習支援ボランティア講座）

##### ②ホスト社会の保護者に対する外国人の子育て・教育についての理解促進

これは、前項とは逆のことです。つまり相互に話し合い、理解し合いながら、日本社会側も外国につながる子どもの保護者が指摘することが合理的な場合には、より双方の子どものためを考えて、変更すべきところは変更することも検討すべきでしょう。

##### ③保護者同士の相互交流と理解促進

保護者の意識は子どもに敏感に伝わります。双方の子どもが偏見なく理解

し合うためには、保護者同士が理解し合うことが不可欠です。また、前述したように保護者に必要なことは、特別な機会を設けておこなうだけでなく、日常的な保護者同士の関わり合いによっても進みます。また、その他のPTAの役員や諸活動の係にも外国につながる子どもの保護者の積極的な参加を促すことが、相互理解のためにも外国につながる子どもの保護者の子育て支援のためにも大切です。

#### (6) 葛飾の多文化共生社会実現に向けた多様な取組の支援

多文化共生社会の実現には、学校以外にも多様な関係者の協力が必要となります。外国につながる子どもと保護者、そしてホスト社会の子どもと保護者、さらには地域の人びと、みなが交流し合うことのできる居場所は一つの形態に縛られる必要はありません。

期待できる5つの形態を示すことにします。

##### ①双方のコミュニティーの交流

外国人住民は同じ出身国等のコミュニティーにとどまり、町内会や地域の商店組合等の自助組織、地域コミュニティー等への帰属意識が乏しいことがあります。これら互いの関わり合いが希薄なことが、互いに相手に対して偏見を持ってしまうことにつながりかねません。PTA活動のように学校の同じ保護者という関係による交流が進むことで、双方の保護者に地域にある双方のコミュニティーをつなぐ役割を担ってもらうことが期待できます。学校にはそのための後押しが望まれます。

##### ②学校以外の子どもの交流の場

子どもは学校以外にも、家族というコミュニティーから地域社会というコミュニティー、あるいはさらに大きなコミュニティーにまで重層的に帰属しているといえます。もちろん、母国の祖父母や親戚、友人などとのつながりもあります。ところが、学校に同じような境遇にある外国につながる子どもが少ない場合には、自らの境遇や状況を共有し、慰め合い励まし合う仲間が見つからず、自分の問題を一人で引き受けなければならないことがあります。

そこで、複数の学校区にまたがる地域社会に、外国につながる子どもが居場所にでき同じ境遇の仲間と出会える場を提供する施設が必要となります。このような居場所では、問題意識を持った大人が寄り添い、ホスト社会の子どもも関わるように工夫することも含め、必要な学びが起こるようなしかけが求められます。また、自らのロールモデル(注8)となる先輩と関わるができることが大切です。

そのような居場所は、既存の児童館、学童保育クラブ、ふれあいスクール「あかし」、「わくわくチャレンジ広場」など複数ある必要があり、「かつしか子ども多文化センター」も大いにその役割が期待されます。

### ③母語・母文化の学習

前述のような居場所は、外国につながる子どもが自らのアイデンティティを保持・強化しながら、学校や地域社会に出て行き、日本社会への参加能力を育成することに資する必要があります。

外国につながる子どもたちの母語や母文化能力は、日常的に家庭内で使われるレベルで止まりがちだと言われます。これらの子どもたちが、足りないところがある存在としてではなく、母語や母文化という得難いものを持つ存在として自尊感情を持ち社会参加するためには、母語や母文化をより高いレベルに伸ばすことが求められます。

母語につながる留学生、先輩、保護者等の指導者からそれらを学べることが重要です。一方でそのような場は、ホスト社会の子どももそれらを外国語や外国文化として学べる場でもあり、外国につながる子どもと交流できる場としても活用すべきです。そうすることによって、双方の子どもたちの多文化能力を育成することにつながります。

### ④学習支援

居場所はまた、外国につながる子どもの日本語学習支援の場にもなり、あわせてホスト社会の子どもとともに学校での教育を補う活動をする場ともなっていることが重要です。それにより、双方の子どもがそれぞれに必要なことを学んでいくべきだということに気づきます。また、何を学ぶべきかは、人それぞれの事情によることを理解します。互いに相手の学びを応援する関係になってほしいと思います。

### ⑤国際交流事業

これら地域の居場所は、言語の学習だけでなく、外国の学校、在日外国人学校をはじめとしたさまざまな異文化集団や個人との交流の場でもあるとよりよいと考えます。それは、外国につながる子どももホスト社会の子どもも、これら多文化との共生はともに自分たちがなすべき課題だと認識する必要があるからです。また、それによって子どもたち一人一人が自分とつながる家庭から学校、地域社会、国、世界まですべてにある多様性を豊かな資源と認識し、多様な人々と力を合わせて人類の問題を克服する意識と能力を育成することにつながると考えるからでもあります。



## おわりに

私たち社会教育委員の会議は、2年間にわたって協議を重ねた結果を、ここに「提言」としてまとめました。折しも、葛飾区は平成24年（2012年）10月1日、区制施行80周年を迎え、新たな一步を踏み出しました。それはまさしく、「国際化、グローバル化する社会」における歩みであり、また多文化共生社会の実現に向けた歩みでもあるといえます。

私たちは、その歩みに着目し、「国際化、グローバル化する社会」を生きる子どもは、“違いを豊かさに”できる子どもであることを確認しました。そうした子どもの育成のために、区内外の取組事例から学び、また関係者の方々の声に耳を傾けつつ、多文化教育推進の必要性を確認しました。そのために学校や地域、関係者・保護者による種々の取組や「かつしか子ども多文化センター」設置など6項目について提言しました。

葛飾区においては、近年、子どもの教育環境の整備・充実が進み、学力等に関しても学校・保護者・地域及び関係部局の地道な努力が結実しつつあります。そこでさらなる課題として、国際化・多文化化に焦点を当てるとき、外国につながる子どもとホスト社会の子ども、双方の保護者、学校をはじめとした教育関係者、地域住民が協力して相互学習・相互理解に努めることが求められます。多様性を自らの学びにつなげることによって、地域の豊かさを実感しながら共に生きていけることが重要だと考えます。その歩みの中にこそ、子どもたちの健やかな成長が期待できるからです。

「国際化、グローバル化する社会を生きる子どもの育成について」 ？ 私たち大人は、未来の大人である子どもたち、葛飾に暮らすすべての子どもの未来に責任があります。

本提言の趣旨が十分に踏まえられ、速やかに実現に向けた施策につなげられることを願ってやみません。